

黒石物産協会委員会規定

- 第 1 条 規約第 18 条の規定により委員会を設置し、委員会は本規定により運営する。
- 第 2 条 委員会は、規約第 2 条の目的達成に必要な事項を調査・企画立案し、役員会の承認を得て執行することができる。
- 第 3 条 委員会の名称は、事業企画推進委員会とする。
- 第 4 条 委員会に委員長 1 名、副委員長 1 名、委員若干名を置き、会員の中より役員会の承認を得て会長が委嘱する。
- 第 5 条 委員長は、委員会を召集してその議長となり、副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を行う。
- 第 6 条 委員長、副委員長、委員の任期は、本物産協会の役員の任期に準ずる。
- 第 7 条 委員会は、委員長又は、会長が必要と認めたときに召集する。

附 則

1. この規定は、平成 3 年 5 月 28 日より施行する。